

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2の規定による労働安全衛生法第46条第4項第2号の事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録番号	第197号
登録教習機関の名称	黒井産業株式会社
登録教習機関の住所	山形県山形市宮町二丁目十一番九号
変更事項	事務所の名称の変更
変更前	廿日市自動車学校
変更後	黒井交通教育センター廿日市支部
変更する年月日	令和8年5月10日

令和8年 5 月11日

広島労働局長

